

# 審査基準

令和 5 年 9 月 1 日作成

法令名：災害対策基本法施行規則
根拠条項：第6条の4第1項
処分の概要：標章及び証明書の再交付
原権者（委任先）：青森県知事、青森県公安委員会
法令の定め： 災害対策基本法施行規則第6条の4第2項
審査基準： 判断基準は、法令の定めによる。
標準処理期間：14日
申請先：交付を受けた警察本部（交通規制課）又は警察署（交通第二課、交通課）
問合せ先：警察本部交通規制課規制第二係（017-723-4211 内線5174, 5178）
備考：